

## 宅地建物取引業に係る主な申請・届出事項まとめ

以下は概要をまとめたものです。詳細は、各フローチャート、書類一覧等及び記入例で御確認ください。

### ○ 宅地建物取引業者

	提出書類	申請・届出事由	提出期限等	手数料	提出先	提出数	備考		
1-1	【様式第一号】 免許申請書	新たに免許を受けようとするとき		33,000	主たる事務所の所在地を管轄する土木事務所又は西臼杵支庁	正本1通、 副本1通 (別途申請者控え1通。業者団体提出分がある場合は、そちらも提出)			
1-2	【様式第一号】 免許申請書	免許を更新しようとするとき	免許の有効期間満了の90日前から30日前まで	33,000			提出期限を超過した場合、「遅延理由説明書」の提出が必要。		
2	【様式第三号の四】 名簿記載事項変更届出書	名簿の記載事項 ①商号又は名称 ②[法人]代表者、役員、政令使用人 [個人]代表者、政令使用人 ③事務所の所在地、名称 ④専任の宅地建物取引士 に変更があったとき	変更後30日以内				提出期限を超過した場合、「遅延理由説明書」の提出が必要。 ・提出期限を超過した場合、「遅延理由説明書」の提出が必要 ・氏名が変わった場合も提出が必要 ・個人業者は代表者交代不可(“[個人]代表者”とあるのは、代表者の氏名が変わった場合)		
3	【様式第三号の二】 免許証書換え交付申請書	免許証の記載事項 ①商号又は名称 ②代表者氏名 ③主たる事務所 に変更が生じたとき	2(変更届出)と併せて						
4	(様式第7) 従業者異動届出書	従業者の異動 ①入社(同会社別部門から異動→宅建業に従事する) ②退社(同会社別部門に異動→宅建業に従事しなくなる) ③事務所異動 ④職務内容変更(政令使用人、専任の宅地建物取引士就退任等) ⑤氏名の変更 など があったとき	異動後30日以内				提出期限を超過した場合、「遅延理由説明書」の提出が必要。		
5	【様式第三号の三】 免許証再交付申請書	免許証を亡失、滅失、汚損、破損したとき	遅滞なく						
6	【様式第三号の五】 廃業等届出書	①[個人]業者(代表者)が死亡したとき ②[法人]合併により消滅したとき ③業者が破産したとき ④[法人]合併及び破産以外の理由により解散したとき ⑤宅地建物取引業を廃止したとき	その日(①の場合はその事実を知った日)から30日以内						
7	(様式第1) 免許証返納届出書	①免許換えにより従前の免許が効力を失ったとき ②免許を取り消されたとき ③亡失した免許証を発見したとき ④廃業等の届出をするとき	①～③は遅滞なく ④は6(廃業等届出)と併せて						
8	【様式第八号の二】 従業者名簿	専任の宅地建物取引士の就退任があったとき(写し提出)	2(変更届出)と併せて				記載事由は4(従業者異動届出)の申請・届出事由と同様。		
9-1	【様式第十二号】 届出書(法50条2項)	案内所等での業務を行おうとするとき	業務を開始する日の10日前まで(中10日以上空ける)				建築住宅課	正本2通 又は1通 (別途申請者控え1通)	提出数の違いは、記入例参照。
9-2	【様式第十二号】 届出書(法50条2項)	①「業務を行う期間」を延長しようとする場合 ②「業務の種別」又は「業務の態様」を変更しようとする場合 ③専任の宅地建物取引士を変更しようとする場合							
10	【様式第一号】 免許申請書 など	事務所の移転、廃止、新設等に伴い、免許権者がかわる場合		大臣異なる			各々	各々	事務所異動に伴う変更届出は、変更後30日以内
11	【様式第七号の六】 営業保証金供託済届出書	免許を受けた後供託所に所定の額を供託し、宅地建物取引業を開始しようとするとき	免許日から3月以内				木主たる事務所の所在地を管轄する土木事務所又は西臼杵支庁	正本1通、 副本1通	
12	(様式第8) 営業保証金取戻公告届出書	営業保証金の取戻しの理由 ①廃業等の届出、期間満了、免許取消 ②従たる事務所廃止が発生したとき	取戻し公告(官報)掲載後						
13	(様式第9) 証明願	営業保証金の取戻しを行うとき	公告の翌日から起算して6月以上経過後						
14	[第七号様式] 瑕疵担保保証金供託及び責任保険契約締結の届出書	基準日前10年以内に新築住宅の引き渡し実績のある場合 ①3月31日時点 ②9月30日時点	①4月21日まで ②10月21日まで ※当日が休日の場合は翌営業日まで		土木事務所又は西臼杵支庁	正本1通 (申請者控えがある場合は別途)	当該半年間に引渡実績が0件であっても届出が必要。保険締結のみの場合、様式中の項番2は省略可		
15	[第七号の二様式] 瑕疵担保保証金供託及び責任保険契約締結の一覧表	基準日前10年以内に新築住宅の引き渡し実績があり、当該半年間に引き渡し実績があった場合 ①3月31日時点 ②9月30日時点					保険締結のみの場合、様式中の項番2は省略可		

### ○ 宅地建物取引士

	提出書類	申請・届出事由	提出期限等	手数料	提出先	提出数	備考
1	【様式第五号】 登録申請書	登録を受けようとするとき	実務経験、登録実務講習は申請時から10年以内	37,000	(原則、外在住所在地を管轄する土木事務所又は西臼杵支庁)	正本1通	試験に合格し、実務経験があるか又は登録実務講習を修了していること等が必要
2	【様式第七号の二の二】 宅建士証交付申請書	宅地建物取引士証の交付を受けようとするとき		4,500			法定講習を受講していることが必要(試験合格後1年以内の者除く)
3	【様式第七号の五】 宅建士証再交付申請書	宅地建物取引士証を亡失、滅失、汚損、破損したときその他再交付を受けようとするとき		4,500			
4	他県受講許可願	他都道府県で法定講習を受講しようとするとき					事前に、法定講習実施団体に対して受講できるかの確認が必要
5	【様式第七号】 資格登録簿変更登録申請書	登録を受けている事項 ①氏名 ②住所 ③本籍 ④従事先 に変更があったとき	変更があったから遅滞なく				新規免許業者に専任の宅地建物取引士として従事する場合、免許申請時には④従事先を「無」の状態にしておき、免許後に当該業者を従事先として再度変更登録申請することが必要。
6	【様式第七号の四】 宅建士証書換え交付申請書	①氏名 ②住所 を変更したとき	5(変更登録申請)と併せて				①は作り替え、②は裏書き
7	【様式第七号の二】 死亡等届出書	①死亡したとき ②欠格事由に該当するに至ったとき	その日(①の場合は事実を知った日)から30日以内				
8	(様式第6) 登録簿登録削除申請書	資格登録を削除しようとするとき					
9	(様式第5) 許可書	未成年者で宅地建物取引士の登録を受けようとするとき	1(登録申請)と併せて				
10	(様式第3) 合格証明願	試験に合格した証明が必要なとき		400			課 住 建 宅 築
11-1	【様式第六号の二】 登録移転申請書	他都道府県登録→宮崎県知事登録にしようとするとき(転入)		8,000	元 移 転	正本1通、 副本1通	移転先の都道府県で宅地建物取引業に従事し、又は従事しようとするときに限り移転できます。登録移転しなくても全国どこでも従事できます。
11-2	【様式第六号の二】 登録移転申請書	宮崎県知事登録→他都道府県登録にしようとするとき(転出)		8,000	課 住 建 宅 築		